

# 鶴ヶ島市立図書館資料収集方針

## 第1 趣旨

この方針は、鶴ヶ島市立図書館規則（平成8年教委規則第9号）に規定する事業を十分かつ円滑の運営するため、鶴ヶ島市立図書館（以下「市立図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2 基本方針

### 1 収集方針

- (1) 鶴ヶ島市民の持つ学習、文化要求に応え、新刊書籍を中心に、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資する資料を幅広く収集する。
- (2) 市立図書館分室は、必要に応じ、それぞれの地域性と役割を踏まえ、資料を分担して収集する。
- (3) 鶴ヶ島市に関する資料は積極的に収集する。
- (4) 鶴ヶ島市民の要望のほか、鶴ヶ島市が作成した資料等から考えられる地域の顕在的ニーズ、人口推計や産業人口などの統計から汲み取ることができる潜在的ニーズ踏まえて、計画的に収集する。
- (5) 全ての資料は、技術の進展に合わせ最適の媒体で収集する。

### 2 選定方針

- (1) 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択昭和54年改訂）を尊重し、次のことに留意して選定する。
  - ① 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - ② 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - ③ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - ④ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
  - ⑤ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

い。

- (2) 話題性や社会情勢に応じた資料を選定する。
- (3) 大量に出版されている類似的資料は、著者や出版者の出版歴や社会的評価を参考に選定する。
- (4) 学習参考図書は、対象と媒体を考慮して選択的に選定する。
- (5) 個人を中傷し、またはプライバシーの侵害を惹起する著作物（政治家等公人の行動行跡の批判、論文や発表された著作物に対する正当な批判は除く）は選定しない。
- (6) 暴力や犯罪を容認するもの、残虐、残忍性のあるもの（ただし、歴史的事実、記録文学、ルポルタージュ等を除く）は選定しない。
- (7) 性を商品化した作品及び人間の尊厳を著しく損なうものは選定しない。

### 第3 資料の種類

収集する資料は次のとおりとする。資料の選定については別に定める。

- (1) 図書（一般図書、児童書、ティーンズ図書、マンガ、参考図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (3) 地域資料（行政資料含む）
- (4) 視聴覚資料（CD、DVD、その他）
- (5) 障害者用資料（点字資料、録音図書、大活字本、その他）
- (6) デジタルコンテンツ（電子書籍、データベース等）
- (7) その他（実物標本等）

### 第4 複本の収集

地域資料、児童書を除き、1タイトル1点を収集することを原則とするが、利用頻度、資料的価値を考慮し、複本を収集することができる。

### 第5 資料の選定

- (1) 収集する資料の選定は、この方針に基づき図書館員で構成する資料選定会議により選定し、鶴ヶ島市教育委員会の承認を得たうえで、図書館長

が決定する。

- (2) 資料の選定に携わる図書館員は、自律的規範として「図書館員の倫理綱領」（昭和55年6月4日日本図書館協会総会決議）を尊重して、その職務を遂行する。
- (3) 各種新刊出版情報、出版目録、新聞・雑誌の書評、書店の動向、その他の資料を系統的に調査し、定期的に選定を行う。

## 第6 寄贈資料の収集

資料の収集は、購入を原則とするが、自費出版物や市民からの寄贈図書等も必要に応じ活用する。この場合、収集の範囲は第2に定める「収集方針」に準ずる。

## 第7 資料選定基準

この方針に定めるもののほか、資料選定に関する事項については、別に定める。

## 第8 公開

この方針は、広く市民に公開し、必要に応じて改定する。

## 附 則

この資料収集方針は、平成11年3月7日より施行する。

この資料収集方針は、平成27年3月10日より施行する。

この方針は、令和3年4月1日より施行する。